

# データヘルス改革の進捗状況等について

# 1. オンライン資格確認の普及状況について

# デジタル社会形成の推進に係る予算の状況

内閣官房資料

## 令和2年度第3次補正

IT総合戦略室

計136.0億円

41.8億円

- ・人材確保・育成及びデジタル社会の形成に向けた広報事業
- ・国民に分かりやすく使いやすいUI/UXに関する検討事業
- ・デジタル基盤の整備に向けた検討 等

情報システム関係予算  
(一括計上)

94.2億円

番号制度担当室

計40.2億円(※1)

2.7億円

- ・マイナンバー制度の普及促進に向けた周知・広報

37.5億円(94.2億円の内数)  
・マイナポータル整備

(※1) 合計額には一括計上額(令和2年度第3次補正予算37.5億円)を含む。

## 令和3年度(4月～8月末)

IT総合戦略室

計2,721.1億円

21.6億円

- ・人件費
- ・各種調査研究
- ・デジタル庁設立のための準備経費
- ・その他事務費

2,699.4億円

番号制度担当室

計67.8億円(※2)

2.4億円

- ・個人番号及び法人番号の利用の推進に必要な経費

65.4億円(2,699.4億円の内数)  
・マイナポータル整備

(※2) 合計額には一括計上額(令和3年度予算(4月～8月末)65.4億円)を含む。

## 令和3年度(9月～)

デジタル庁

計368.1億円

81.3億円

- ・人件費
- ・デジタル基盤の整備
- ・その他事務費

286.8億円

# 医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの導入準備状況

## 1. 目標と現在の申込状況

(2020/12/13時点)

目標：医療機関等の6割程度での導入（令和3年3月時点）、概ね全ての医療機関等での導入（令和5年3月末）を目指す  
（令和元年9月デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

現状：オンライン資格確認の導入予定施設数

＜顔認証付きカードリーダー申込数＞※ 8/7から申込受付を開始

44,466施設（19.5%）／228,280施設

|       |         |          |       |  |
|-------|---------|----------|-------|--|
| 【内訳】  |         |          |       |  |
| 病院    | 2,184／  | 8,281施設  | 26.4% |  |
| 医科診療所 | 11,467／ | 89,151施設 | 12.9% |  |
| 歯科診療所 | 11,166／ | 70,984施設 | 15.7% |  |
| 薬局    | 19,649／ | 59,864施設 | 32.8% |  |

※ 紙申請・グループ申請を含む  
医科・歯科併設病院の歯科は歯科診療所に含む

＜参考：ポータルサイトアカウント登録数＞

※ 最新情報の提供やオンラインでの申請のために登録をお願いしているもの

71,963施設（31.5%）／228,280施設

＜参考：健康保険証利用の申込割合＞

※ 7/1から受付を開始。

マイナンバーカードの交付枚数に対する利用申込数の割合

1,926,156件（6.4%）／29,960,246枚

【マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請受付数： 約3,309万枚（人口比 26.0%）

交付実施済数： 約2,996万枚（人口比 23.6%）

## 2. 課題

- オンライン資格確認について、医療機関や薬局、システムベンダ等への周知が不十分。
- マイナンバーカードの普及率等を踏まえ、オンライン資格確認がどのようになるのか様子見の状況。
- システムベンダによる見積もりが過大になる傾向。新型コロナウイルス感染症の影響。

## 3. 対応

### これまでの対応

- ・【費用支援】医療情報化支援基金（総額918億円）を用意
- ・【周知】全医療機関等へのリーフレット配布
- ・【周知】医師会等と共同した説明会の実施
- ・【周知】個別システムベンダへの働きかけ、共同での説明会実施
- ・【促進】大型チェーン薬局等への個別働きかけ



### 現時点の対応

- 追加的な財政支援策を周知。全医療機関等に対してリーフレットを再送付するとともに、導入意向調査を行う
- 三師会等医療関係団体に更なる働きかけを実施（局長から各会長へ）
- 大手システムベンダーに対して見積の適正化を依頼、個別医療機関からの相談に対応
- 導入の手引きやカードリーダーの比較紹介動画を作成し、申込の勧奨を行う
- 公的医療機関への働きかけを引き続き行う（導入状況をHPで公表）

# マイナンバーカードの保険証利用の普及に向けた「加速化プラン」について

令和2年10月30日  
閣議後記者会見にて  
厚生労働大臣発表

- 厚生労働省は、令和3年3月末に医療機関・薬局の **6割程度** で、**オンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの保険証利用）** の実施に必要な顔認証付きカードリーダーが導入されることを目指している。
- このような中、足元の顔認証付きカードリーダーの申込率は15.3%にとどまっている（10月18日時点）。
- そのため、厚生労働省は6割普及目標の早期達成を目指して、**新たな「加速化プラン」を実行** する。

1

## 医療機関等への更なる導入支援

- 多くの患者が来院する **公立・公的医療機関等** における顔認証付きカードリーダーの申込率を毎週公表し、**導入状況を「見える化」** する
- 病院（約0.8万施設）、医科診療所（約8.9万施設）、歯科診療所（約7.1万施設）、薬局（約6.0万施設）への導入を支援するため、ベンダへの見積もり適正化を依頼するとともに、**追加的な財政補助を検討し、早急に結論** を出す

2

## マイナンバーカードの保険証利用申込の更なる促進

- 生涯で一回のみ必要となるマイナンバーカードの **健康保険証利用の申込みのアクセスポイントを増やす**
- 多くの方が日常利用する保険薬局について、**説明会や課題ヒアリング等の接点を増やすなど働きかけを強化し**、保険薬局が **マイナンバーカードで様々な手続き（健康保険証利用申し込みなど）ができる拠点** となるよう進めていく

3

## 訪問看護等におけるオンライン資格確認のあり方に関する検討

- 令和5年3月末までに、医療機関等におけるオンライン資格確認等システムの普及とマイナンバーカードの健康保険証利用が進むことを見据え、**訪問看護や柔道整復・あんま・はり・灸におけるオンライン資格確認のあり方について検討** する

# 「加速化プラン」を踏まえた追加的な財政補助について

令和2年11月17日  
閣議後記者会見にて  
厚生労働大臣発表

- マイナンバーカードも保険証として使えるようにする「オンライン資格確認等システム」の仕組みについては、令和3年3月の開始時点で **6割程度の医療機関・薬局において導入**していただくことを目指している。
- コロナ禍により医療機関等の経営状況に影響が及んでいる状況下でも、できるだけ早期に、多くの医療機関・薬局で導入していただくため、**「令和3年3月までに顔認証付きカードリーダーの申込を行った医療機関・薬局」に限定**して、構築に要した費用について **一定の補助上限まで定額補助を行う**こととする。

## 【見直し前】

|                                   | 病 院                                              |                                                  |                                                  | 大型チェーン薬局<br>(グループで処方箋の受付<br>が月4万回以上の薬局) | 診療所<br>薬 局<br>(大型チェーン薬局以外)          |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------|
| 顔認証付き<br>カードリーダー<br>提供台数          | 3台まで無償提供                                         |                                                  |                                                  | 1台無償提供                                  | 1台無償提供                              |
| その他の<br>費用への<br>補助内容<br>(レセコン改修等) | 1台導入する場合<br>基準とする事業額<br>210.1万円を上限に、<br>その1/2を補助 | 2台導入する場合<br>基準とする事業額<br>200.2万円を上限に、<br>その1/2を補助 | 3台導入する場合<br>基準とする事業額<br>190.3万円を上限に、<br>その1/2を補助 | 基準とする事業額<br>42.9万円を上限に、<br>その1/2を補助     | 基準とする事業額<br>42.9万円を上限に、<br>その3/4を補助 |

## 【追加的な導入支援策】

| その他の費用<br>の補助内容                                     | 基準とする事業額210.1万円を上限に、実費補助 | 基準とする事業額200.2万円を上限に、実費補助 | 基準とする事業額190.3万円を上限に、実費補助 | 基準とする事業額42.9万円を上限に、実費補助 |
|-----------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| ※ <b>令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局</b> を対象とする |                          |                          |                          |                         |

※ その他の費用：①オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末（パソコン）の購入・導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

## 2. 事業主健診の保険者への集約の検討状況について



### 現状と課題

- 健康保険法等では、保険者は、被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業(保健事業)を行うに当たっては、医療保険等関連情報(※)を活用し、適切かつ有効に行うこととしている。

※「医療保険等関連情報」とは、医療に要する費用に関する地域別、年齢別、疾病別等の状況や特定健診・特定保健指導の実施状況に関する情報等。

- 保険者が保健事業を実施するにあたっては、特定健診の結果等を活用することとされているが、

**課題①** 特定健診の対象は40歳以上の者であり、40歳未満の者については労働安全衛生法による事業主健診等の結果の活用が考えられるが、40歳未満の者に係る事業主健診等の結果が事業者等から保険者へ提供される法的仕組みがない(※)

**課題②** 事業主健診等を受診した者については、保険者が事業者等からその結果の記録の写しの提供を受けることでこれを特定健診の結果として活用できるが、実態として特に中小企業等からの保険者への提供実績が低い

といった課題があるため、保険者が保健事業をより適切かつ有効に実施するためにはこれらの課題を解決する必要がある。

※ 個人情報保護法では、法令に基づく場合には本人同意を得ずに個人データを第三者に提供できるが、40歳以上の者に関しては既に高齢者の医療の確保に関する法律第27条において健康診断結果の提供に関する規定が存在するため、提供にあたり本人同意は不要とされている。

### 課題解決に向けた対応案

「法令・指針による対応案」

#### (1) 40歳未満の者の事業主健診等結果の保険者への提供等に係る法的仕組みの整備(法改正事項) 【課題①への対応】

- 保険者の適切・有効な保健事業の実施を促進するため、以下の内容について必要な法改正を実施。
- ① 保険者は事業者等に40歳未満の者の事業主健診等結果も提供を求めることを可能とする(※)。(提供を求められた事業者等はこれを提供しなければならないこととする)。  
※40歳未満の者の事業主健診等の結果の提供についても個人情報保護法上の本人同意を得る必要がなくなる  
※併せて、後期高齢者医療広域連合と被用者保険者等間の健診等情報の提供についても法的枠組みの整備を行う
- ② 保険者は①で提供を受けた事業主健診等結果を活用し適切・有効に保健事業を行うこととする。

\* 健保連・国保連についても保健事業の実施主体となり得るため上記同様に情報の提供と活用に係る仕組みを設ける。

#### (2) 労働安全衛生法に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正(指針改正) 【課題②への対応】

- 当該指針に、事業者から保険者へ事業主健診の結果を提供すべき旨等を規定する方向で検討。

#### (3) 事業主健診の血糖検査の取扱いの見直し 【課題②への対応】

- 事業主健診の血糖検査の方法を特定健診と合わせ(HbA1C検査を認める、随時血糖について食直後を選べることとする)、事業主健診と特定健診の項目の差異を減らす。

#### (4) 事業者と健診実施機関の契約書のひな形の作成 【課題②への対応】

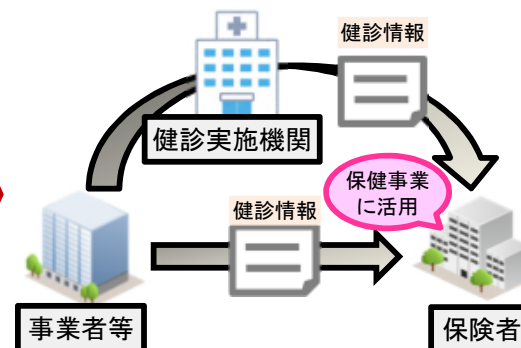
- 保険者への健診結果の提供事務を事業者が健診実施機関に委託するための契約書のひな形を作成し、健診実施機関から保険者に事業主健診の結果を直接提供することを推進。

#### (5) 事業主健診時における保険者番号等の活用促進 【課題②への対応】

- 健診実施機関による保険者への健診結果の提供や、保険者における被保険者等と健診結果の紐付けを円滑にする観点から、事業主健診の問診票のひな形に保険者番号や被保険者番号等を記入する欄を設け、健診実施時にその問診票の使用を推進。

「通知による対応案」

これらにより  
健診結果の  
提供を促進



### メリット・効果

#### ① データヘルスの推進

⇒ 加入者の状況に応じた効率的・効果的な保健事業が可能になる。

#### ② コラボヘルスの促進

⇒ 保険者と事業者等の積極的連携による予防・健康づくりの推進につながる。

#### ③ マイナポ等での健診結果の閲覧

⇒ 事業主健診等の結果をマイナポータル等で閲覧できるようになる。



# ポイント

## ■ 健康スコアリングレポートの概要

- ・各健保組合の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全健保組合平均や業態平均と比較したデータ**を見える化。
- ・2018年度より、**厚労省・経産省・日本健康会議の三者が連携**し、NDBデータから保険者単位のレポートを作成の上、**全健保組合及び国家公務員共済組合等に対して通知**。2021年度からは、保険者単位のレポートに加え、**事業主単位**でも実施。

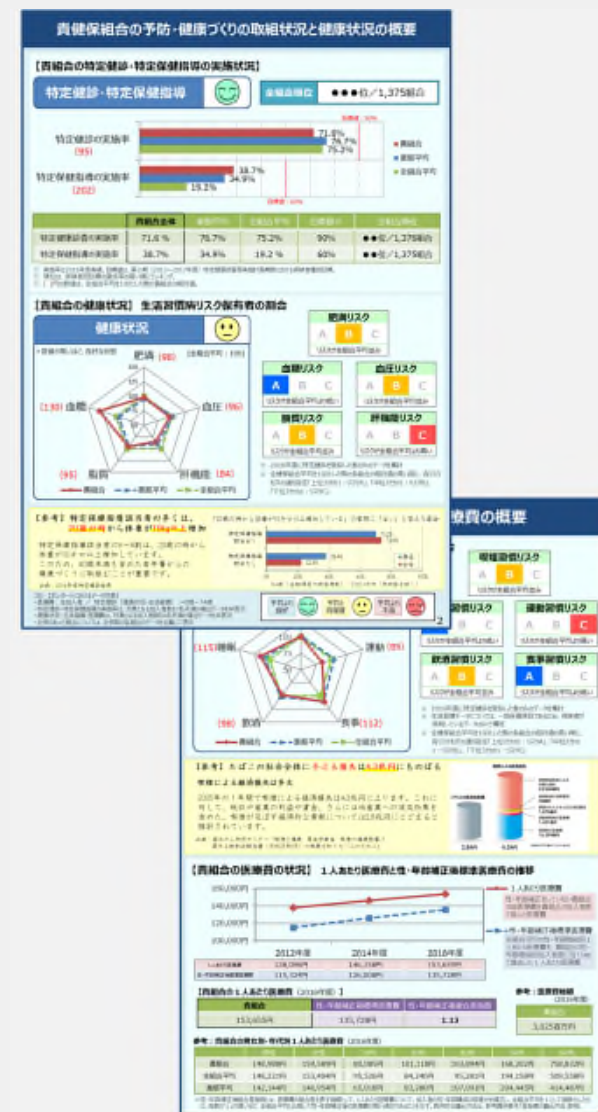
## ■ 健康スコアリングレポートの活用方法

- ・経営者に対し、保険者が自らのデータヘルス分析と併せて、スコアリングレポートの説明を行い、従業員等の健康状況について現状認識を持ってもらうことを想定。
- ・その上で、企業と保険者が問題意識を共有し、**経営者のトップダウンによるコラボヘルス※の取組の活性化**を図る。
- ・レポートと併せて、企業・保険者の担当者向けに、経営者への説明のポイント等、レポートの見方や活用方法等を示した実践的な「**活用ガイドライン**」を送付。

※コラボヘルス：企業と保険者が連携し、一体となって予防・健康づくりに取り組むこと

※NDBデータ：レセプト（診療報酬明細書）及び特定健診等のデータ

## 【スコアリングレポートのイメージ】

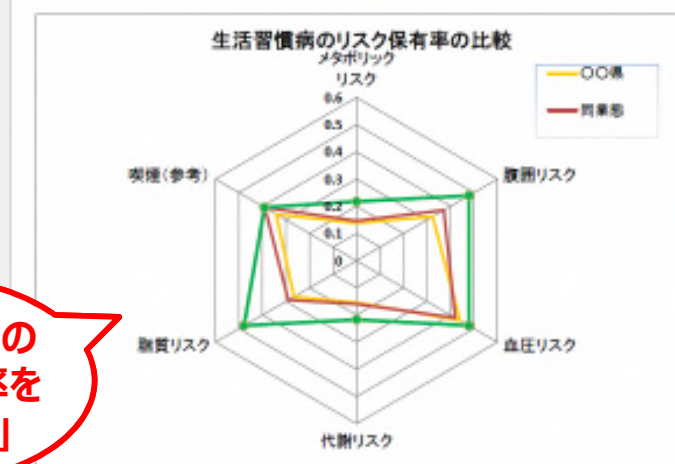
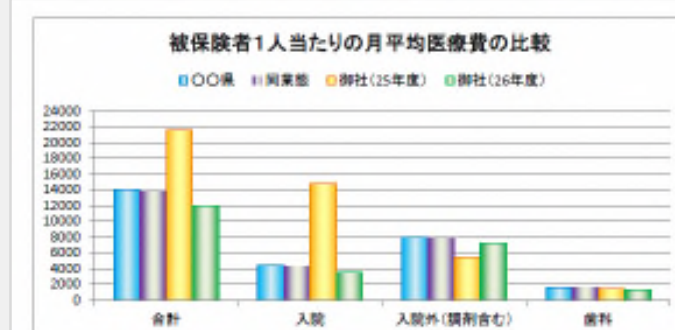
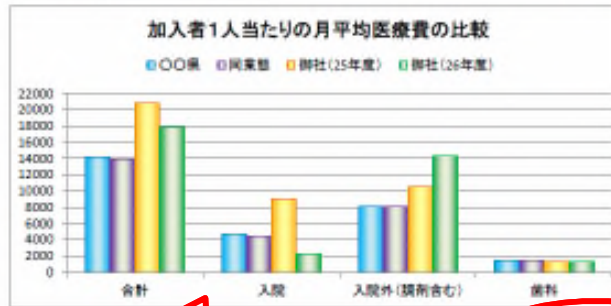
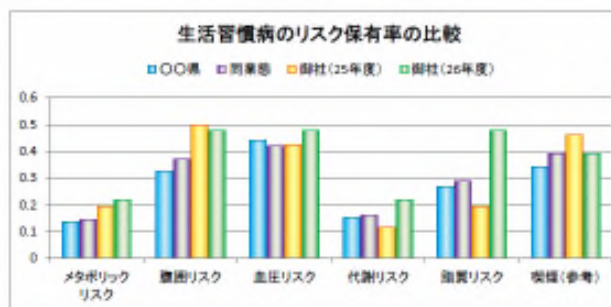


# 事業所カルテの概要

事業所特有の健康課題等を事業主と共有できるよう「事業所健康度診断シート（以下「事業所カルテ」）を健康宣言事業所等に提供しています。

事業所カルテは、事業所単位で健診受診率や健診結果だけでなく、加入者の日常の食生活や運動習慣についても、数値やグラフ、レーダーチャート等で経年的に示すなど、各支部が工夫を凝らして「見える化」しています。

## 【事業所カルテのイメージ】



医療費の経年変化を「見える化」

生活習慣病のリスク保有率を「見える化」

### 3. 公的個人認証サービスの 電子証明書のスマートフォンへの搭載について

## 【想定ユースケース】

オンライン利用



生体認証を使って  
便利で安心

カードを毎回  
読み取らないから  
簡単・スマート



カードリーダーの  
読取にも対応

カードリーダー  
読み取り

マイナポータル

民間サービス

資格確認

資格確認

自己情報の確認

- ・お薬・健診情報
- ・母子健康手帳 等

オンライン行政手続

- ・子育て支援
- ・年末調整・確定申告 等

- ・銀行、証券口座開設
- ・住宅ローン契約
- ・携帯電話申込 等

- ・ハローワーク受付
- ・障害者割引適用 等

※健康保険証としての  
利用についても検討

- ・コンビニ交付
- ・公共施設利用 等

## 1. 現行

- 被保険者等は、保険医療機関等で療養の給付等を受ける際、「電子資格確認」その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者等の資格の確認を受けることとされている（健康保険法第63条第3項等）。

「電子資格確認」の定義については、同法第3条第13項等に規定されており、同項において、「電子資格確認」とは、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を用いることにより被保険者等の資格の確認を受けることとされている。

## 2. 改正内容

- 公的個人認証法に基づく署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（電子証明書）の利用者の利便性向上を図るため、同法の改正を行い、移動端末設備（スマートフォン）にも利用者証明用電子証明書（移動端末設備用利用者証明用電子証明書）を記録することが検討されている。

※署名用電子証明書・・・電磁的記録媒体が電子署名の措置を行った者の作成したものであることを証明するもの

利用者証明電子証明書・・・電子利用者証明の措置が、当該措置を行うことができる者が行った措置であることを証明するもの

- これに伴い、電子資格確認に係る利便性向上を図るため、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に加えて、移動端末設備用利用者証明用電子証明書によっても電子資格確認ができることとし、所要の規定の整備を行う方向で検討する。